○指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例施行規則

平成21年3月26日

規則第4号

改正 平成28年3月17日規則第11号

平成29年12月22日規則第26号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例(平成21年指宿市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平29規則26·一部改正)

(申請)

第2条 条例第2条の規定による固定資産税の課税免除を受けようとする事業者は、当該固定資産税の免除を受けようとする家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に係る固定資産税が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の3月末日(事業年度が終了していない事業者にあっては事業年度終了後2箇月以内)までに、当該固定資産税の課税免除申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(涌知)

第3条 市長は,前条の固定資産税の課税免除申請書を受理し,条例第2条に適合すると認めたときは,当該申請者に対し固定資産税の課税免除決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(届出)

- 第4条 前条の通知書を受け取った者(以下「対象者」という。)は、次の各号 に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、当該各号に定める書類を市長に提出 しなければならない。
 - (1) 申請の内容を変更した場合 事業変更届 (第3号様式)

(2) 申請に係る事業を休止し、又は廃止した場合 事業休止(廃止)届(第 4号様式)

(取消し)

第5条 市長は、条例第6条の規定により課税免除の取消しをしたときは、対象者に対して、固定資産税の課税免除取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月17日規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月22日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際,現にある改正前の指宿市企業立地の促進等による地域 における固定資産税の特別措置に関する条例施行規則様式による用紙について は,当分の間,必要な調整をして使用することができる。 第1号様式(第2条関係)

年 月 日

指宿市長 様

所在地 会社名 代表者

固定資産税の課税免除申請書

指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく 固定資産税の特別措置に関する条例施行規則第2条に規定する課税免除の適用を受けたい ので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業所の所在地及び名称
- 2 事業の内容(業種,主要製造品名及び製造工程の概要)
- 3 設置した対象施設の名称及び所在
- 4 事業の用に供した年月日

 着工
 年
 月
 日

 完工
 年
 月
 日

 操(開)業
 年
 月
 日

- 5 固定資産の価格等の概要
- (1) 土地

取得年月日	事業用建物建設 着工年月日	取 得 面 積	取得価格	事業用建物敷地 面積
		m ²	円	m ²
合計				

(2) 家屋

用途構造等の 区 分	取得年月日	取 得面 積	取得価格	減価償却開始年 月 日
		m ²	円	
合 計				

(3) 構築物

用途構造等の 区 分	取得年月日	取 得 面 積	取得価格	減価償却開始 年 月 日
		m ²	円	
合 計				

6 添付書類

- (1) 不動産用登記事項証明書, 定款及び法人登記簿謄本
- (2) 最近2事業年度の事業報告書
- (3) 家屋平面図及び構築物の配置図
- (4) 契約書の写し(土地,家屋,構築物)
- (5) 建築工事請負契約書の写し
- (6) 償却資産の申告書
- (7) 承認地域経済牽引事業計画を示す書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

指宿市長

固定資産税の課税免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった固定資産税の課税免除については、下記のとおり決定したので、指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

- 1 事業所の所在地及び名称
- 2 事業の内容
- 3 事業開始(予定)

年 月 日

- 4 決定事項(対象施設及び免除税額等)
- 5 課税免除の期間

 自
 年 月 日

 至
 年 月 日

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

指宿市長 様

所在地

会社名

代表者

事業変更届

年 月 日付けで申請した事業を変更したので、指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項及び変更年月日

年 月 日

2 変更事由

添付書類

- (1) 変更後の承認地域経済牽引事業計画を示す書類
- (2) 変更後の建設計画書

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

指宿市長 様

所在地

会社名

代表者

事業休止(廃止)届

年 月 日付け 第 号で決定を受けた固定資産税の課税免除に係る下記の事業を休止(廃止)したので、指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業所の名称及び事業の内容
- 2 事業休止(廃止)年月日

年 月 日

3 事業休止(廃止)の理由

第5号様式(第5条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

指宿市長印

固定資産税の課税免除取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した固定資産税の課税免除について、下記の理由により取り消したので、指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

1 取消し(停止)の理由

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、指宿市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指宿市を被告として(訴訟において指宿市を代表する者は指宿市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分,処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式(第2条関係)

(平29規則26・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

(平29規則26·一部改正)

第3号様式(第4条関係)

(平29規則26·一部改正)

第4号様式(第4条関係)

(平29規則26・一部改正)

第5号様式(第5条関係)

(平28規則11・全改,平29規則26・一部改正)